

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年11月9日(2006.11.9)

【公開番号】特開2005-102882(P2005-102882A)

【公開日】平成17年4月21日(2005.4.21)

【年通号数】公開・登録公報2005-016

【出願番号】特願2003-338934(P2003-338934)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

E 0 5 B 15/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 7 A

E 0 5 B 15/02 B

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月26日(2006.9.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機設置場所に設置固定される外枠と、  
該外枠に開閉可能に支持される内枠とを備え、  
前記内枠の側方端部には施錠装置が上下方向に配置され、当該施錠装置によって前記外  
枠に支持される前記内枠の施錠が可能な遊技機であって、  
前記施錠装置は、上下方向に摺動可能な摺動部材と、当該摺動部材よりも背面側へ突出  
し、当該摺動部材の上下動に伴って上下方向に移動可能な鉤部材とを備えるとともに、  
前記外枠には、当該外枠の内側へ向けて左右方向に延びる係合部を具備する受け金具が  
固定されており、  
前記内枠の閉状態にあつては、前記係合部に前記鉤部材が係合することによって、前記  
内枠の施錠状態を維持可能であり、  
前記受け金具は、前記鉤部材が当該受け金具の内側端部から脱落するのを規制する規制  
部を有していることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記係合部は、前記鉤部材の先端が係合されるよう略長方形板状をなし、  
前記規制部は、前記係合部の左右方向先端に一体的に設けられた折り曲げ部からなるこ  
とを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記鉤部材は、前記摺動部材の長手方向に沿って複数箇所に設けられ、前記受け金具は  
、前記鉤部材に対応して複数箇所に設けられていることを特徴とする請求項1又は2に記  
載の遊技機。

【請求項4】

前記受け金具は、1つの受け金具につき1枚の板状部材により構成され、当該板状部材  
が折り曲げられることで、前記外枠に取付けられる基部と、当該基部から延びる前記係合  
部と、前記係合部から延びる規制部とが形成されていることを特徴とする請求項1乃至3  
のいずれかに記載の遊技機。